(5) 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下表のとおり各事業に充当している。

(単位:千円)

	令和元年度	都市計画税 事業費に対する		(参考)
	決 算 額	充 当 額	充 当 率	前年度充当額
都市計画税 (歳入)	3, 690, 873			3, 637, 684
都市計画事業(歳出)	5, 426, 027	3, 690, 873	68.0%	3, 637, 684
8款 土木費	4, 616, 608	3, 014, 035	65. 3%	2, 942, 012
5項 都市計画費	1, 895, 678	865, 146	45. 6%	632, 440
2目 まちづくり計画事業費	204, 111	164, 310	80. 5%	148, 246
3目 街路事業費	1, 094, 104	205, 417	18.8%	91, 581
4目 市街地整備費	597, 463	495, 419	82. 9%	392, 613
6項 公園費	585, 470	363, 211	62. 0%	408, 460
1目 公園整備費	585, 470	363, 211	62. 0%	408, 460
7項 下水道費	2, 135, 460	1, 785, 678	83. 6%	1, 901, 112
1目 下水道事業費	2, 135, 460	1, 785, 678	83. 6%	1, 901, 112
12款 公債費(都市計画事業分)	809, 419	676, 838	83. 6%	695, 672

[※]都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。